

Weekly Report

第671号
令和4年10月31日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

一般 NISA の非課税期間終了時の取扱い

平成30年(2018年)に一般NISA口座で購入した上場株式や株式投信等は、本年末で5年間の非課税期間が終了となります。口座内の上場株式等を売却しないで保有し続ける場合は、①ロールオーバー(翌年の非課税投資枠に移管)するか、②特定口座等の課税口座に移管するかを選択できます。

◆ロールオーバーを選択する場合は

非課税期間が終了する一般NISA口座内の上場株式等を、令和5年の一般NISA口座に移管する「ロールオーバー」を選択する場合は、引き続き譲渡益・配当等が非課税となります(手続きが必要)。この場合、令和5年分非課税投資枠(120万円)を使用するため、ロールオーバーする上場株式等の金額分(本年末の最終営業日の時価)だけ非課税投資枠が少なくなります。また、上場株式等の時価が120万円を超える場合でも、すべてロールオーバーできますが非課税投資枠は使

い切ります。なお、一般NISA口座からつみたてNISA口座へのロールオーバーはできません。

◆課税口座に移管する場合の注意点

ロールオーバーをしなかった上場株式等は課税口座に移管され、その後に生じた譲渡益・配当等は課税されます(譲渡損失は損益通算や繰越控除が可能)。

この場合、本年末の最終営業日の時価が課税口座における上場株式等の取得価格となるため、注意が必要です。例えば、一般NISA口座で当初100万円で購入し、本年末の時価が70万円に値下がりした上場株式等を課税口座に移管した場合、取得価格は70万円となります。そのため、移管後に70万円超で売却した場合は譲渡益が生じて課税されます。

令和3年度の黒字申告割合は35.7%

国税庁によると、令和3年度における法人税の申告件数は306万5千件で、その申告所得金額は過去最高となる79兆4790億円(前年度比13.3%増)となり、ともに2年連続で増加しました。

また、申告件数のうち黒字申告は109万3千件(同3.8%増)で、その割合は35.7%(同0.7ポイント増)となっており、黒字申告1件あたりの所得金額は7273万2千円(同9.2%増)でした。

一方、申告欠損金額は16兆8427億円(同29.0%減)、赤字申告1件あたりの欠損金額は853万9千円(同29.5%減)となり、大幅に増加した前年度から減少しました。

★★★11月のチェックポイント★★★

※年末の資金計画を確認し、得意先管理の徹底と売掛金回収に努めます。借入が必要ななら早めに金融機関に提出する資料の作成をします。※年末調整の準備を始めます。各種控除申告書など関係用紙を配布し、早めに受理し内容を確認します。年の中途で再就職した方は、前職分の「源泉徴収票」を取り寄せるよう依頼します。※年末の繁忙期に臨時従業員が必要となる企業は、早めの募集活動を行います。※毎年11月は「下請取引適正化推進月間」です。